

# 杉並区NPO活動資金助成事業 募集案内 令和5年度



◆申請受付期間◆ 令和5年**2月15日**(水)~**4月7日**(金)

◆申請受付◆ **すぎなみ協働プラザ**

◆募集説明会◆ 令和5年**3月8日**(水) 午後**6時**~**7時**

場所:杉並区役所分庁舎**3階**(杉並区成田東**4-36-13**)

事前のお申し込みが必要です。

「団体名」「参加者名」「連絡先」を明記し、**3月3日**(金)までに

[sanka@nposupport.jp](mailto:sanka@nposupport.jp)へお申し込みください。(定員**20名**)

当日に質問したい内容を、事前に受け付けます(希望者のみ)。

お申し込み時にお知らせください。

※事前受付の質問は、参加者全体に関わるもののみとします。

説明会に参加しなくても申請できます。

◆助成額◆ 上限**30万円**(1団体)※助成総額**200万円**(予定)

## 1 NPO活動資金助成の目的

杉並区NPO活動資金助成は、地域の皆さんや事業者からの寄附と区の財源で運営されている「杉並区NPO支援基金」を通して、さまざまな地域の課題を解決し、住みよい杉並にするための事業に助成することで、地域に支えられたNPO活動の推進を目的としています。

## 2 対象となる事業

### 区民を対象とした特定非営利活動\*に係る事業

#### (1) スタートアップ事業

設立5年未満の団体が、活動の基盤強化のために行う事業

#### (2) ステップアップ事業

団体活動の発展のために行い、将来的に区や他団体との連携・協働が期待できる事業

※生命又は個人の財産に影響が及ぶ可能性があると思われる事業については、管理体制や安全性等を詳細に聞き取りさせていただき、本助成の対象外となる場合があります。

※同一団体への助成は連続2年までとし、その後1年以上期間を空けてから申請可とします。

\*特定非営利活動…指定された20種類の分野に該当し、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とする活動です。

## 3 対象となる団体

### 次の(1)から(5)までの要件を全て満たす団体

ただし、すぎなみ地域大学運営要綱に基づき開催された講座を受講し、すぎなみ地域大学長が修了を認定した者5名以上で構成された法人格を有しない団体(以下、「修了生団体」という。)は、設立から5年未満であれば申請することができます。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第13条第2項の届出書を提出した法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) 主たる事務所を杉並区に有すること又は法第2条第1項に規定する特定非営利活動(以下「非営利活動」という。ただし、修了生団体が行う活動については、非営利活動に準ずる活動とする。)の対象が区民であること。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条若しくは第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 助成金の交付を2年連続して受けている団体でないこと。

#### 4 助成対象期間及び助成金額

(1) 助成対象期間 交付決定日（6月上旬予定）～6年2月29日

※事業実施に係る準備経費については、令和5年4月1日から対象とします。

(2) 助成金額 上限30万円（1団体）千円未満切り捨て

助成総額 200万円（予定）

※他の助成を受けている事業又は、他の助成に申請中の事業は、本助成には申請できません。

※選考の結果、助成決定金額が申請金額を下回る場合がありますので、その場合でも実施可能な計画を立ててください。（8ページ参照）

#### 5 助成対象経費

助成対象となる経費は、事業実施に係る以下の項目のみとします。

※団体の運営に関する経常経費は対象外です。

項目	経費の種類
①謝礼金等	・事業実施に必要な講師・指導者への謝礼等 （団体会員が講師の場合は対象外）
②旅費・交通費	・事業従事者の事業実施会場までの交通費・宿泊費等 ・事業従事者の打ち合わせ会場までの交通費・宿泊費等 ・事業実施会場まで備品を運ぶ場合の運搬費
③備品購入費 ・消耗品費	・新規事業・事業拡大のための備品購入費、用紙、インク、材料、 書籍等購入費（単価が10万円を超える物品は見積書を添付）
④通信運搬費	・実施事業のチラシ等を送付するための切手・宅配便
⑤印刷製本費	・チラシ、資料等の作成費用（デザイン・原稿作成料含む）で団体 外へ発注したもの
⑥使用料・賃借料	・施設使用料、事業実施に必要な車両・機材リース、施設入場料等 （光熱水費は対象外）
⑦その他の経費	・損害保険料、ボランティア実費弁償 （団体会員へ支払う費用は対象外） ・事業実施に必要な茶菓子代等

#### 6 助成対象外経費

助成対象となる経費は、以下の項目を除きます。

※交付決定時の事業計画書と異なる事業を実施する場合は**事前に必ず**ご相談ください。

項目	経費の種類
①謝礼金等	・謝礼単価の目安を大幅に逸脱した高額な謝礼（P.4参照）
②旅費・交通費	・最も経済的な通常の経路及び方法と判断できない旅費 ・事業に関係ないと思われる経路の経費 ・過度なサービスや設備のある豪華な宿泊施設の宿泊料、飲食費等
③備品購入費 ・消耗品費	・事業者が当該事業以外にも供与できるカメラやパソコン、プリン ター等の購入費 ・団体運営のための継続的な経費や資産になるような購入費
⑤印刷製本費	・制作枚数と配布数に大幅な差異がある印刷物

⑥使用料・賃借料	・助成事業以外にも経常的に使用する団体事務所の家賃
⑦その他の経費	・打合せや会議等で事業従事者が消費するための茶菓子代

そのほか、領収書に不備がある(日付が助成期間対象外、宛名が事業者名でない等)経費や、当該事業助成の対象となることが確認できない経費は対象外です。

**【参考】講師・指導者への謝礼（1時間あたりの単価）**

区 分	金 額 (円)
大学教授、弁護士、医師、ジャーナリスト、著名民間学者	15,300～20,400
大学准教授、民間専門研究家、民間企業管理層、官公庁局長級	10,200～13,250
大学講師、高専教授、民間専門知識人、官公庁課長級	8,150～ 9,200
小中高教諭、民間技術者、高専准教授・講師、官公庁係長以下	5,100～ 7,150
その他	4,100

**7 提出書類**

- (1) 助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 団体概要書
- (3) 助成金対象事業計画書
- (4) 助成金対象事業収支予算書

**【特定非営利活動法人の場合】**

- (5) 東京都へ提出した直近の事業報告書等  
 （事業報告書・活動計算書・貸借対照表・財産目録）の写し  
 又は、それに準じる書類（設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書・活動  
 予算書）の写し

**【すぎなみ地域大学修了生団体の場合】**

- (6) 団体規約
- (7) 構成員名簿

※このほかの書類をご提出いただく場合があります。

**8 提出先、提出に関するお問い合わせ・書類作成のご相談**

受付先：**すぎなみ協働プラザ** 提出締切日：令和5年4月7日（金）

※事前に電話またはメールでご予約の上、提出書類をご持参ください。

郵送・宅配便等では受付していません。

※提出書類に不備等があると、再提出をお願いする場合があります。

余裕を持ってご提出ください。

**～すぎなみ協働プラザのご案内～**

〒166-0004 杉並区阿佐谷南3-2-19 産業商工会館内  
 TEL：03（5335）9540 FAX：03（5335）9541  
 メールアドレス：info@nposupport.jp  
 ウェブサイト：<https://member.sugi-chiiki.com/nposupport/>  
 営業日：月曜～土曜 10：00～18：00  
 休業日：第1・3・5土曜、日曜、祝日・振替休日、年末年始(12月28日～1月4日)

## 9 選考

審査基準に基づき、杉並区NPO等活動推進協議会において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行います。

なお、選考の過程で事務局から追加の資料提出をお願いすることがあります。

### （１）審査基準

審査項目	説明	配点	
		スタートアップ	ステップアップ
ニーズの把握	・社会的ニーズや現状を正確に把握・分析し、新たな問題提起につながる事業である。	10	5
団体・地域的特性	・団体や地域の特性を生かした事業である。	5	10
期待される効果	・他の団体のモデルとなるような独自の視点を持った開拓的なものである。	10	10
	<b>【スタートアップ事業】</b> ・将来的に発展、継続する可能性があり、地域への効果の広がりが期待できる。 <b>【ステップアップ事業】</b> ・助成を受けることで事業が発展し、将来、協働の担い手となることが期待できる。	15	15
実行性・実現性	・事業スケジュール等が実行可能な内容となっている。	5	5
	・事業に必要な知識や資格等を持った人材の確保のめどが立っている。	10	10
資金計画・自己資金の確保	・費用の使途が事業目的に対し妥当である。	5	5
	・自己資金確保に努めるなど、継続的・安定的に事業を遂行できるよう、財源の見通しを立てている。	5	5
整合性	・上記の各項目について、整合性が取れている。	5	5
		合計70	

## (2) 選考スケジュール

- ・一次審査（書類審査） 5月中旬（予定）
  - ・二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） 5月下旬（予定）
- ※二次審査の対象は一次審査通過団体のみで、詳細は対象団体にご連絡します。

## (3) 選考結果

選考結果は6月上旬（予定）に文書にて採否をお知らせします。  
助成決定した事業については、杉並区公式ホームページ等で公開します。

## 10 助成決定後の流れ

### (1) 助成金の交付請求

交付が決定した団体は、助成金交付決定通知を受領後、すみやかに助成金の交付請求を行ってください。交付請求に必要な書類は交付決定通知に同封します。交付にあたり、助成金は金融機関口座に振り込みますので団体名義の口座が必要です。

### (2) 助成事業の公表

- ・交付が決定した団体の名称・助成金額・助成対象事業及び事業実績報告書を広報すぎなみ、区公式ホームページ、すぎなみ地域コム等で公表します。
- ・すぎなみ協働プラザ情報紙等で助成事業を紹介します。

### (3) 現地確認調査及び事業実績報告

#### (ア) 確認調査の実施

事業実施に関する現地確認調査を担当課職員が行います。

#### (イ) 事業実績報告書の提出

交付を受けた団体は、助成対象事業終了後2週間以内に、事業実績報告書をご提出ください。提出書類・方法等は交付決定の際にお知らせします。

※事業終了が令和6年2月29日(木)の場合、令和6年3月11日(月)までに提出してください。

事業終了後の報告：令和6年4月に公開事業報告会を開催する予定です。

#### (ウ) その他

NPO支援基金PR（広報）のイベント等に出展参加していただく場合があります。



## 11 NPO支援基金のPR（広報）及び募金について

「杉並区NPO支援基金」は、区民や企業の皆さまからの寄附を原資として運営されています。この趣旨のもと、事業実施中はPR（広報）を行っていただきます。

- ・交付が決定した団体は、助成事業活動で作成するポスター・チラシ・看板・HP等にNPO支援基金のロゴマーク及び「杉並区NPO活動資金助成事業」であることを表示して、事業を実施してください。
- ・すぎなみ協働プラザと連携して、NPO支援基金PR（広報）イベントにご協力ください。
- ・NPO支援基金の募金箱、PR用のぼり・タペストリーを貸し出しますので、事業実施の際は設置し、寄附を募るようご協力下さい。

## 1 2 事業に関する区の支援

### (1) 事業周知に関する区の支援

- ・ 区役所、地域区民センター(6カ所)、図書館(13館)等へチラシ類を配架します。  
※地域区民センター7カ所のうち、高円寺地域区民センターは、令和5年4月(予定)まで休館しています。
- ・ 広報すぎなみ紙面にイベント情報を掲載します。(各団体2回まで)  
広報すぎなみは月に2回(1日・15日)発行です。  
※紙面スペースの都合により、ご希望どおりに掲載できない場合があります。

### (2) 事業に対するすぎなみ協働プラザによる支援

すぎなみ協働プラザでは事業の支援を行っています。お気軽にご相談ください。

#### 【スタートアップ事業】

団体を存続させる基礎的な力を養うための支援

例) 団体のやりたいことの見極め、コンセプト作り、団体運営について、会議やイベントのやり方、会員や参加者の増やし方、広報の方法等。

#### 【ステップアップ事業】

団体の特性を生かした、独自の発展力を養うための支援

例) 区や他団体との協働、施設運営について、SNS活用法、HP作成方法、ワークショップ手法等。

## 1 3 助成金額の変更と返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、杉並区NPO活動資金助成要綱第11条、第12条及び第13条の規定により、交付の全部又は一部を変更し、助成金を返還していただきますので、ご注意ください。

- (1) 交付した助成金に余剰が生じたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

## 1 4 個人情報の取扱いについて

助成金交付申請及び助成決定にあたり、収集する個人情報については、杉並区が定めている個人情報の保護方針に基づき、区が適正に管理します。

## 1 5 事業実施計画について

事業実施の計画を立てる際には、以下の事項に留意して作成してください。

- (1) 区立集会施設等の利用抽選に外れた場合の会場確保
  - ・貸会議室の利用なども想定しておく
- (2) コロナ禍を踏まえた計画
  - ・参加者の属性や心理を考慮した事業内容にする
  - ・検温や除菌等、感染予防対策のために必要となる経費について計算しておく
- (3) 助成額が申請額を下回った場合の実施計画

下記のような方法で事業が実施できるよう、事業計画を立ててください。

(例)・事業の規模を縮小する

  - ・イベントの実施回数を減らす
  - ・必要経費の削減
  - ・団体の資金で不足経費を補う 等



## よくある質問

- Q 1. 助成決定後に、新型コロナウイルス感染症の影響で一部の事業が実施できなくなりました。その分の助成金は返金しなければならないのでしょうか。
- A 1. 事業を実施しなかったために使わなかった経費は返還の対象となります。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等やむを得ない事情で事業を実施できなくなったときは、事業実施の準備のために要した経費（例：チラシの作成費、消耗品購入等）は経費として認められる場合があります。その際にご相談ください。
- また、団体の都合により事業を実施しなかった場合は、その事業に係る経費は返還の対象となります。
- 申請団体は、事業実施期間中に新型コロナウイルス感染症の状況が悪化しても事業を実施できるような事業計画（例：講座のオンライン開催代替等）を立ててください。
- Q 2. 助成決定後、事情により事業計画を変更したいのですが。
- A 2. 申請時の事業計画で審査及び助成決定をしていますので、事業計画に沿った事業実施をすることが前提となります。ただし、計画を変更しなければならない事情があったときは、**区へ事前相談の上、変更届を提出していただくことにより**、事業の内容を変えない範囲で変更が認められる場合があります。
- 例：実施時期、実施場所、実施方法（会場からオンラインへの変更）等
- Q 3. 助成決定金額が申請金額を下回った場合、どのように事業を実施すればよいですか。
- A 3. 計画を変更し、必要書類を提出の上事業を実施していただきます。（8 ページ参照）
- Q 4. イベントの参加対象者を居住地や属性で限定しても問題ないですか。
- A 4. 助成事業の対象は、区民を対象とした特定非営利活動（不特定かつ多数のものに利益に寄与することを目的としたもの）に係る事業であるため、広く区民を対象とすることが前提となります。しかしながら、事業の特性に応じて、参加者を年齢等で一定程度限定することも想定します。その場合は、その中で広く募集を行うようにしていただき、今後の展開として対象者の拡大も視野に入れてください。なお、知り合い同士のサークルのような活動は助成対象外となります。
- Q 5. ある費目で余った助成金を、別の費目や予算計上していない費用に充てることはできますか。
- A 5. 原則として、助成金は予算計上した費目で使用していただきますので流用は認められません。ただし、やむを得ない事情があった場合はご相談に応じますので、必ず**事前**にご連絡ください。

# 令和5年度 杉並区NPO活動資金 助成申請・交付の流れ

区

・助成募集説明会 **3月8日(水)** 会場:杉並区役所分庁舎3階

団体

・助成金交付申請書提出 **4月7日(金)**まで 受付:すぎなみ協働プラザ

区

・申請団体へ書類審査(一次審査)の結果を通知 **5月中旬(予定)**

団体

・プレゼンテーション(二次審査) **5月下旬(予定)** 会場:杉並区役所分庁舎

区

・助成金交付決定  
・団体へ助成金交付決定通知、助成金交付請求書類の送付 **6月上旬(予定)**

団体

・区へ助成金交付請求書類の提出 **6月上旬~6月中旬**

区

・団体へ助成金を交付 交付請求から2~3週間後

団体

・助成事業の実施(杉並区地域課協働推進係への活動報告・周知活動等)

区

・助成事業の現地活動状況確認(杉並区地域課協働推進係)

団体

・NPO支援基金PR(広報)イベントに出展参加

団体

・杉並区地域課協働推進係へ事業実績報告書の提出 事業終了後2週間以内  
※事業終了が令和6年2月29日(木)の場合は令和6年3月11日(月)まで

区

・事業実績報告書をもとに助成金の適正執行を調査、助成金額の確定・精算  
・団体へ助成金額確定通知書を送付

団体

・助成事業報告会への参加 令和6年4月(予定)